

327

809

0 1 2 3 4 5 6 7 8 9 80 1 2 3 4 5

始



11-264.

# 神社に関する注意

塙本神社局長講演



329-809

## 緒 言

本冊子は、大正五年一月十三日、内務省地方局主催の地方改良講習會に於て、塚本神社局長が講演せられたる所なり。

即ち地方政府官に対する注意にして、最も懇切に記して、且周密を極められたり。されば神職は固より、般神社事務に關與せらるる諸君の必ず熟讀含味すべきものたるを信ず。而して此の注意に基き着々其の實績を收めんは、一に諸君の努力如何に係りて存すといふべし。

編 者 識

大正五年三月

大正  
5.3.23  
内交

## 目 錄

- 一 制度上に於ける神社……………二
- 二 祭神の事歴、由緒の講明及び神職の開発……………七
- 三 神社の管理……………二
- 四 神社設備の整頓……………四
- 五 神社の合併……………八

## 目 錄 終

# 神 社 に 關 す る 注 意

神 社 局 長 塚 本 清 治

## 一、制度上に於ける神社

神社の行政は、申すまでもなく我國體の觀念から起り、我祭政一致の政體に基くものでありますて、其行政は比較的單純であり、又形式的のことが多いのであります、其單純であり形式的の裡に自ら重要な意義があるのであります。それ故に其形式に關することも御互に慎重の注意を拂つて施設して參らなければならぬこと考へます。是から神社の行政に關して其精神の在る所の一端を御話致して、形式上御注意を願ひたいことの二三を申述べたいと存じます。

先づ第一に、神社は宗教の機關でないといふことを述べて見たいと存じます。神社は制度上宗教の機關でないとして取扱つて居りますることは、世間から疑はるゝ譯はないのでありますけれども、今日の所まだ／＼誤解して居る人が多いのであります。就中學者にして猶且神社を以て宗教上の禮拜の場所と考へて居る人も鮮からぬやうであります。立派な書物の中にも神社と、宗教とを、混同して説明して居る人もあるのであります。固より之を哲學の上から論じて、果して神社を宗教上のものと見るべきものでないか、否かといふことになりますといふと、是は自ら別箇の問題として私は茲に述べやうとしないのであります。併ながら國家の制度の上から論じましたならば、神社を以て宗教上の機關と認めて居ないといふことは斷言して憚らないのであります。何を以て然らば神社が宗教上の機關

として取扱はれて居ないかといふに、先づ法制の沿革に従って見ますると、諸君も御承知の通り、明治の初め神社行政を扱つて居ました所の機関は太政官であります。次いで教部省に移り、又次いで内務省に移つて参りました。所が内務省に於きましたは初めは神社の事も、宗教の事も、共に一つの社寺局といふ局で取扱つて居つたのであります。勿論其時に始めて神社といふものを宗教から引離したかといふと、これはさうではないので、其の以前から神社を宗教と認めては居なかつたのでありますけれども、如何にも紛はしい、或は宗教と見られはしないか如何か、宗教と誤まられ易いものを純粹の宗教を扱ふ所の宗教局若くは社寺局に於て併せて管掌するといふことであるならば、世人として神社を宗教上のものと誤解させるといふ虞れが強いから、之を引離した方が宜からうといふので、即ち之を分離して、世人が神社と、宗教とを混同する弊を除く趣旨に出てたものと信じます。第二に、神官、神職といふものは是は御承知の通り、伊勢の神宮に仕へて居る所の神主を神官と言ひ、官國幣社以下の神社に奉仕して居る所の神主を神職と申すのであります。第三に、神官、神職は、官吏若くは官吏待遇者であつて、即ち行政の上から言つたならば、國家の機關として居るのであります。神宮司廳の職員は勅任、奏任若くは判任官であり、官國幣社以下の神社の神職は奏任待遇若くは判任待遇であります。共に國家の機關となつて居るのであります。之に反して僧侶、教導職或は宗教の教師といふものは、固より國の機關でもなく、何等官吏としての待遇を受くるといふことはない、彼の各宗派の管長は勅任の取扱を受けることになつて居りますけれども、是は單に宮中に於ける待遇のことであつまして、之を以て管長を國の官吏と認めたといふことには解釋は出来まいと思ひます。又神官神職は國家が之を任命して居るのであつて、國家が任命する手續と致しましては、身分に依つて大臣が扱ふとか、知事が扱ふといふ區別はありますけれども、兎に角國の任命する所に係つて居るのであります。各宗

派の宗教の側の管長以下僧侶は、總て是れは各宗派の定むる所の規則に依つて、選任せられ若くは任命せらるゝのであつて、國家は更に與かる所がないのであります。第三に、神社の祭祀并に其他の神社の事務、即ち神社の管理の事なり、會計の事なり、總て國家の法令に依つて、規定せられて居るのであります。神社の祭祀といふものは、國の祭と考へて居るのであり、神社の事務は、國の事務であるのであります。之に反して宗教各派の事務は各々自ら定むる所に依つて取扱つて居るのであります。是れ亦國家の與かる所ではない、固より國家の事務ではないのであります。

以上簡単に述べました三つの點から見ましても、國家が神社に對する所の關係は宗教各派に對する關係とは、法制上に於て著しき相違のあることが分るのみならず、國家の制度の上に於ては、確に神社を宗教上のものと見て居ないといふことは、最早疑ふ餘地がなからうと思ふのであります。然る所茲に神社と最も類似して居りまして、又之が爲めに世間の人をして神社と宗教とを混同せしむる一つの原因を爲して居らうと思はるゝものが一つあるのであります。それは外でもない神道であります。此宗派神道と神社とは最も混同され易いものであります。西洋人の書物には無論一つのものとしてある、西洋人ばかりではない、日本人でも矢張り同一視して居るのであります。勿論神道各教派に於て祭つて居る所の神様は御承知の通り神社の祭祀と全く同一であります。而して之を祭る祭壇も類似して居る、併ながら其建物並に設備の形式に於ては神道の教會は、神社の社殿の形式に倣ふことを許さない。又神道の教會に於ては公衆を參拜せしむるといふことは禁ぜられて居る、畢竟公衆を參拜せしむるといふことは神道教會にくして神社に特有の制度であります。又神道の教導職といふものは、官吏でもなければ官吏の待遇を受くるといふこともない、神道教會に於いては、信徒の爲めに説教もするし、又死んだ人の葬式に與かるといふことが無論其職務であるけれども、神社に於ては

説教をするといふこともなく、葬式に與かるといふことは出來ないことになつて居ります。又神道にありますては、他の宗教に於けるが如く、其神道に歸依する人を信徒を稱へて居りますけれども、神社に於きましては、信徒といふ言葉は用ひないことにして居ります。尤も古い時分の神社の法規の中には、矢張り信徒といふ言葉を用ひて居りました、殊に社寺局時代に作つた法規に於ては、寺院と、神社とに、共通の部分を規定する場合に、簡便の爲めに同じ言葉を使つて信徒と言つたこともあります。神社と、信徒といふ言葉は、宗教上の信仰者の意味に聞へまするし、神社を宗教上のものと混同せしむる嫌があるといふので、數年前から此言葉を改めて御承知の通り、崇敬者といふ言葉を用ひ来て居るのであります。近年の神社に關する法規に於ては、決して此信徒といふ言葉は用ひないことに致します。それから又神社境内に弔魂碑とか、忠魂碑とか、或は忠死者碑とかいふやうな墓碑に紛はしいものを建設するといふことを禁じて居る、是も亦神社を宗教上の設備と誤解せしむるといふ弊を防ぐ趣旨であります。少し言ひ漏しましたが、宗教神道と神社とは右申述べましたやうに相違があるのでありますけれども、祭る所の神様が一つである爲めに世間の人をして惑はしむることゝ信じます。此點は殊に明かにしなければならないので、諸君に於かれましても、御注意を願つて誤解のないやうにしたいと思ふのであります。

又茲に注意して置かなければならぬことは、神職は説教をしたり、或は葬儀に與ることは禁ぜられて居るのでありますけれども、其之を禁じた明治十五年の教部省達に於て、府縣社以下の神職は當分の内、從前の通り教導職を兼ねることを得ることになつて居るのである、さうして此達が引續いて今日に行はれて居るのでありますから、今仍ほ府縣社以下の神職であつて、或は説教を爲し、或は葬儀に與かる者も事實あるのであります。是が又神社と宗教とを混淆せしむる一つの媒介を爲して居らうと思ひますが、府縣社以下の神職が此の如き行爲を爲すとがあるのは申すまでもなく神職としてす

るのでなくして、宗教神道の教導職としての行爲であると認めるのであります。併ながら事實同じ人間がやつて居りますから、世間の人が深く研究もしないで之を混同するのであります。そこで内務當局に於ても、府縣社以下の神職をして教導職を兼ねしむることは止めたいといふ考を有つたことも嘗てあるやうであります。明治三十七年でありますか、本省から各府縣に照會して、曩に申しました教部省達の但書を除いて仕舞つて、府縣社以下の神職と雖も、絶対に教導職を兼ねることを止めさせやう、さうして全然説教を爲し或は葬儀に與かることを得ざらしむることにしたらどうであらうかといふので、各府縣知事の意見を聞合せたことがありました。所が當時多數の府縣では地方に於ける神道教導職の數が不足であつて、宗教信徒の葬式に困るから、矢張り從前の通り但書を存置することを必要とするといふ知事の意見が多數であつたかのやうに記憶致して居ります。それで今日まで其但書を除かないで參つて居るのでありますが、當時から既に多くの歳月を経ました今日では復た事情も變つて、自ら是等の點に付ては考ふべき餘地があることと存じます。

備て以上述べましたやうに國家の法規なり、取扱の上に於て、明かに神社を宗教と區別して居るのでありますから、制度の上に於て混同すべきものでないといふことは最早多く言ふ必要はなからうと思ひまするが、實際世間にありましては混同する者が多いのであります。甚しきは神社に奉仕して居る神職中にも、亦宗教家の中にも、神社に關する明確なる觀念を持ちませぬ爲めに、或は神職の方では神社を盛にする爲めには、どうしても宗教の傳播を防ぐの必要ありと考へて居る者もあり、又宗教家の側では神社の盛に赴くことは、宗教の布教に不利益を受くると信ずる者があるやうな實況であります。而して是等の者が互に軋轢して居るといふことも聞いて居るのであります。殊に又近頃或二三の地方の宗教家が神社と、宗教家との關係の問題として聯想して居るのを聞きまするのに、昨年の御大典に對して、郡長又は町村長の訓令であります。是等の方の勧誘に依つて國民が各々祝意を表

する爲めに、家には注連縄を張れとか、或は門松を立てよとかいふことを言はれた趣であります。宗教家は之に對して不服を唱へて居るのであります。さうして其不服の理由として言ふ所を聞くに、此の如きことは官權を以て神社崇敬を強ふるものである、宗教の自由を迫害するものである、憲法に違反するものであるといふやうなことを言ふのださうであります。併ながら是等のこととに付ては、暫く冷静に考へて貰ふが宜からうと思ひます。注連縄或は門松といふものゝ起源沿革といふことは、私共には能く分りませぬ、分つても其起源と沿革とが直ちに今日の注連飾、門松の意義を説明するに足るものとも信じないのであります。唯我々が日本人一般の施す所の注連縄、或は門松を立てるといふことの意思を解釋して見ますのに、注連縄の如きは、或場所を清淨にし、神聖にするといふ意に出て、居るものと認めるのであります。さうして又同時に祝意を表する一つの方法と考へて居るものと解釋するのであります。何等宗教的意味を有つて居るものと考へて居らぬと認められるのであります。又神社の側から見ましても、成程神社には注連縄を張ることが多い、門松を立てるものとあるかも知れませんぬ、併ながら是は神社奉仕といふことに必ずしも併ふことでない。現に伊勢神宮には門松は勿論のこと、注連縄を張るといふことはないであります。さうして又一方宗教側の方を窺つて見るのでに、私の見聞が誤つて居るかも知れませぬが、或一派を除いて寺院自らも矢張りやつて居るのあります。又耶蘇教國の外國の大使館とか、公使館にても、正月には矢張り門前に門松が立つて居るやうであります。神社に於て注連縄を張り、或は門松を立てるといふのが、矢張り一つの區域を清淨にし、神聖視するといふ意味を持つて居るに止つて、是が直ちに神を祭る意義あるものとして居るとは思へないのであります。果して此の如きものであるならば、寺院に向つて注連縄を張るやうに、或は門松を立てるやうにといふことを勧誘したとか、或は訓令を以て行はしめたことにしたとかいふことが、何等宗教の自由を侵すものでありますまい。宗教信仰といふことには觸れて居ないことは、

殆ど辯明を要しない、事理明白なことゝ信ずるのであります。又假りに注連縄を張るとか、門松を建てるとかいふことが神を祭る意義のある儀式としても、敬神は、我國民一般が持つべき精神であり、而も宗教の信仰と衝突するものではない、兩立するものであるのであるから、寺院に於て之を施すことと何等異論のあるべき筈はないと信ずるのであります。兎角宗教家中にも誤解があり、神職の中にも心得を誤つて居る者があつて、互に衝突することがあるといふことは、頗る遺憾なことゝ存じます。宗教上の信仰は國民の自由であることは憲法の保障する所であります。今更申すに及びませぬが、敬神の念は我國民道徳として日本臣民の持つべき精神である、從つて神社に參拜するといふことは固より之を強制すべきことはありませぬけれども、併ながら此美風は獎勵作興すべきことと考へるのであります。宗教家の方にあつても昔から名僧知識と言はれる人は矢張り佛を信ずると共に神を尊崇したのである、此點は今日の僧侶にあつても固より異論のあることではありますまいし、事實を否認することも出來なからうと思ふのであります。要するに神社は宗教上の機關ではない、神職と、宗教といふものは決して同一の地盤に兩立し得べからざるものではない、一つの地盤の上に各々其任務を盡し得べきものと信ずるのであります。然るに動もすれば右述べましたやうな誤解を懷く者がありまする爲めに、神社の意義、敬神思想普及の上に障害を受くることのあるのは甚だ慨嘆すべきことであります。幸に是等の點も諸君の御配慮に依つて、世人の誤解を解いて此弊を救ふことに致したいものであります。

## 二、祭神の事歴、由緒の講明及び神職の開發

更に題を更めまして祭神の事歴及び神社の由緒を明かにすべきこと环に就き少し御話致します。

敬神の念は血族團體である日本民族の祖先崇拜の思想に淵源して居りまして、我民族の祖先及び建國の當初並に爾來皇室及び國家に對し、勳功顯著にましまして、業を千載に遺し、德を萬世に樹てられた所の神祖若くは皇統の直系に當らせらるゝ方々、乃至偉人を神として祭り、崇敬の誠を致す精神に出づるものであります。從つて神社に於ける祭神の事歴を審にし、又幾多の祭神が各地に祀らるゝに至つた理由、幾千萬の神社が各村々に創立せられました由緒を尋ねて見ましたならば、全國到る處如何に光輝ある歴史を有つて居るかといふことも分り、又我祖先が如何に國家に盡されたといふことを窺ふことも出來まして、是に依つて益々神社崇敬の念を厚くし、延いて我建國の由來の深くして、且つ遠きを知り、國體の基礎の鞏固なることを自覺することが出来るのであります。然るに現今我邦に於ける國家教育といふものを見まするのに、建國當初の事を説くことが甚だ簡単でありまして、或は神代の歴史を輕視して居るが如き嫌がないでもないかのやうに見受けるのであります。是れは學校に於ける歴史科としては、近代を詳かにする必要からして授業時數の關係上、上代を略するの已むを得ざるに出てたことかも知れませぬけれども、國語なり、其他の學科に於て建國の當初の事を學ばしむる幾多の機會があるであらうと思ふに拘らず、之を教ふることが甚だ少いやうであります。又學校以外に於ける所謂社會教育に於きましても、我邦の神話なり其他神代に關する話を聽かせるといふことに注意を拂ふことが、是れ亦少いやうであります。元來神話といふものは申すまでもなく其全部が必ずしも歴史の事實であるかどうかといふことは、是は自ら論のあることでありませうが、其論は別と致しまして神話は其國の成立の基礎を爲し、國民的性情の發露であつて、我神代の神話は、我國民が太古以來傳來した所の抱負を言ひ表はして居るものである、又我祖先の希望を言ひ表はして居る所のものである、即ち我祖先の國民的性質を説明して居るものと考へるのであります。然るに之を等閑に附して國民性の涵養上注意を拂つて居ないといふことは我邦が萬古無比の國體に基いて發達を遂げつ

つあるといふことの信念を養ふ上に於て甚だ遺憾のこと、謂はなければならぬと思ふ、三つ兒の魂ひ百までといふことを世俗に申しまするが、我國民の祖先が懷いて居つた所の大抱負は、常に我々子孫が念頭に置いて國力の發展を努めなければならぬこと、考へるのであります。今は故人と爲られました穂積八束博士は申されたことがありましたが、維新は國體の自覺である、舊に王政復古が國體の自覺に似寄つて居るといふことばかりでなく、維新の宏謀を翼賛し奉つて、我國威を世界列強の國に輝したといふことは、我々日本民族として我祖先の抱負といふものを常に念頭に置くの必要があらうと思ふのであります。それはさうとしまして全國十幾萬の神社には御承知の通り神代の神を祀つて居るのが頗る多いのであります。そこでは等多くの神社に於きましてはそれより祭神の事歴なり神社の由緒を或は一枚刷にしたり、又は小冊子に致しまして世間に頒ち、一は以て敬神思想の普及に努め、一は又我歴史教育の一端に資して居るやうな譯であります。自然前に述べました學校教育若くは他の社會教育に於ける缺點を補ふに幾分の助を爲して居るかと思ふのであります。然るに從來神社に於て出して居りまする縁起書とか、又は由緒書を見まするのに、徃々其の説く所が審かでないものもありますし、又審かであつても誇張誇大に失し、事實を誤り、或は單に傳説に牽強附會の説を加へて掲げて居るやうなものもありまして、これが爲めに迷信を助長せしむるが如きものも無いではないかのやうに思ひます。此の如きは單に私が前に申述べました所の目的に副はないのみならず、世間一般を誤り、幾多の弊害を釀すこと、考へまするから勉めて之を避けなければならぬと存じます。それありますから、更に歴史の研究に依り、或は古文書等の觀察に依つて、深く廣く考證を遂げて、祭神の事歴、神社の由緒を闡明し、以て正確なる縁起書、由緒書を出して、これに依つて健全なる敬神思想を鼓吹すると同時に、我國體の觀念を國民の間に養はしむる必要があるのであります。殊に又神社の中には祭神の未だ詳かならざるものがありますので、是は申す

までもなく國民をして神社を崇敬せしむる上に於て甚だ遺憾なことに存じます。勿論建國以來二千五百有餘年の久しき年月を経た我邦では、或は亂世に兵燹に罹つた神社も少くないのですから、寔に已むを得ぬことてありますけれども、兎も角も、古くより祀られてある神社であれば、必ず貴い由緒があるに相違なからうと思ひます、色々の書物を涉獵して、斷簡零墨をも玩味して、屈せず撓まず考證を重ねて行つたならば我歴史の研究も他の學問と共に日新月歩の今日でありますから次第に神社の祭神を明かにすることも出来得ること、信ずるのであります。現に神社局に於ては専門家に囑託致しまして、當時調査に從事致して居りますのであります、是等専門家の研究に依りまして是まで曖昧でありましたものも、段々闡明されたのも少くないのであります。各府縣郡等に於きましても、或は神職を督勵して是等の事に努力せしめるゝやうに希望致すのであります。尤も神職は甚だ微力であります、獨力で企て及ばぬこともあらうと思ひます。是等の爲めに、大した多額の費用を要しやうとも存じませまは教育會等の事業として、又は中等學校の歴史科受持の教師等に頼んで補助せしむるとか、相當工夫を凝されることに致したいと存じます。是等の爲めに、大した多額の費用を要しやうとも存じませまし郷土誌の中に載つて居る由緒は、單に神社で出して居る所の縁起書とか、或は由緒書を轉載したに過ぎないものもあるやうであります、併し神社支けの由緒、縁起といふやうなものを詳しく別に夫れ以上に調べて戴けば大變結構なことだと存じます。若し郷土誌の如きものが無い地方でありますならば、地方に於ける諸君の御盡力に依つて祭神の事歴、神社の由緒といふものを調査する方法を廻らして戴きたいと存じます。重ねて申しますが、祭神の事歴、由緒を知らしむることに依つて始めて神威神徳を發揮せしめ神社崇敬の本義を覺らしめ、道徳上の感化を受けしむることが出来るものと思ひます。

現在一萬餘の神職の中には其學識が此の如きことに堪えない者も實は少くないかと信じまするけれども、併し段々斯ういふ風に引張り出して講演などをさせらるゝといふと、自ら勵みまして勉強致しませうし、修養も積むやうにならうと存じます、さうしますれば神職の講演に依つて祭神の事歴とか、或は神社に於ける祭典の趣旨が、世間一般に普及するの利益あると共に、又神職自身をも刺戟するの利益があららうと考へるのであります。併し若し神職の中に是等の事に堪える能力がなくて、自然役に立たないといふやうな者があれば、是は自然の淘汰を受けるの外はないと考へるのであります。世間一般の爲め又神職自身を勵ます爲めにも此方法は至極宜からうと考へまから、どうぞ地方に於て居りますが、これは誠に欣ばしいことゝ存じます。將來益々努めて之を實行せしめられたいと思ひます。

それから次には神社の管理といふことに付て申述べませう。神社は國家の宗祀にして一人一家の私すべきものでないといふことは、夙に明治の初め太政官布告を以て布達せられた所であります、之に依つて神社の本質を考へ得らるゝのであります。之を今日私共が神社の法律上の性質を説明して、

### 三、神社の管理

神社は行政の目的の爲めに、公共の使用に供する設備、即ち公の營造物であるといふのと、比べて其の言葉は違つて居りますけれども、意に於ては一つであると信ずるのであります。尤も神社が營造物で有るか、無いかといふことは、議論の多少あることてあります。私共は營造物であると考へて居るのであります。而して又神社は、法律上權利義務の主體であるといふことは、明治初年以來の法規に依つて定めらるゝ所であります。殊に近く明治四十一年の神社の財産に關する法律に依つて、明かにせられて居りますので、此點に付ては疑ふものはなからうと信じます。既に神社は公の營造物であります、一人一家の私すべきものでなく、又既に法人として獨立の人格者たる以上、神社の財産と、神職一個の財産とは、判然區別しなければならないのです。殊に近く明治四十一年の神社の財産に關する法律に依つて、明かにせられて居りますので、此點に付ては疑ふものはなからうと信じます。既に神社は公の營造物でありますから、假令代々世襲し來つた所の神職、又は神社と特別の縁故を持つて奉職して居る所の神職でも、其神社の管理は自分の家の經營に於けるが如くあつてはならないのです。而して神職に於て固よりさうでありますと同時に、氏子なり、崇敬者なり、又は其總代なりは、猶更自分の財産と、神社の財産とを、混淆するといふことはあるまじきことであります。それで神職に於て固よりさうでありますと同時に、氏子なり、崇敬者なり、又は其總代なりは、猶更自分の財産と、神社の財産とを、混淆するといふことはあるまじきことでありますけれども、因襲の久しき、時に亦公私混淆の弊を見ることがありますから、充分に御注意を願つて御指導を煩したいと存じます。唯併し神社の監督の如きは、他日公の出納に於けるが如く、嚴密を期する能はない事情があつて、多く神職の德義に委ねられて居るやうな實況でありますけれども、兎に角公私の區別を判然たらしめなければならぬのでありますから、此點に付ては地方監督官廳に於て充分に警戒を與へられて、心得違ひの者がないやうに致したいのであります。

又神社の管理といふことは、神職の行政上の責任でありまして、若し怠つたり、或は誤まることがあつたならば、自然神職は公の懲戒處分を受けなければならぬといふことは、既に前に神職が國家の官吏である、國の機關であるといふことを御話し申したことから當然生ずる結果であります。然るに地方に於ては、動もすると、氏子又は崇敬者總代が、神社事務の執行、殊に神社財産の管理を擔當して居るのがあります、或は神社費の出納、基本財産の保管の如きも、氏子、崇敬者總代が、神社の爲めに熱心に世話をする所は等の人の與つて居る所があります、是等は氏子、崇敬者總代が、神社の爲めに熱心に世話をする所から、此の如きに至るのであります。而して神職の甚だ信頼し得難いといふやうに考へる所からして此の如きに至るのであります、多少察すべき事情もありますから、多く咎むるに足らぬやうでありますけれども、併ながら其結果は神職の權限を侵し、行政上責任の無い總代に神社の管理を委ねるといふことの不都合もありますし、將來の惡弊を醸すことを考へますから、之を改むることに致したいのであります。假りに此不都合は單に理窟の上に止まることを致しましても、實際に於て氏子、崇敬者總代が公明なる計算をして居るか、否かといふことは、充分注意を要すること考へるのてあります。

尙ほ神社費の徵收に付て一言して、諸君の注意を乞ひたいのであります。神社に關する氏子又は崇敬者の醸出金を氏子、崇敬者總代の集むる場合に、主に都會地にありましては、是等の總代の下に別に澤山の人を使つて、個々の家に就て金を集むるといふことがあります。此場合に氏子、崇敬者の總代なり、或は其下の働く者で徵收の費用若くは手當を差引いて殘額を神社に差出の習慣のある地方があります、自然斯ういふ場合に於ては、徵收の實費若くは手當といふものは、神社の收支豫算、決算に現はれないのであります。而して其額が少くないのがある、其結果は氏子、崇敬者は思ひの外多額の醸出金を徵收せられて隨分不平を訴へて居る者があることを聞くのであります。是も矢張り自然其影響

は、神社崇敬の念の上に及び、崇敬心を殺ぐといふことにならうとも限らないのでありますから、都會地に於ては此邊の取締にも御注意下すつて、總て神社に關する金は收支共に豫算、決算に上せるといふことに御監督を願ひたいのであります。

#### 四、神社設備の整頓

次に神社設備の整頓といふことに付て申述べやうと存じます。私が茲に神社の設備と言ひますのは、神社の社殿と、境内を併せて申しますのであります。社殿といひましても、廣く建築物も、工作物も、總稱するのです。先づ社殿に付て述べたいと思ひますが、現今の取扱ひは、神社創立、移轉及び神饌幣帛料供進神社指定の場合には、本殿と、拜殿と、鳥居とを必要として居るのであります。又府縣社、鄉社に列格の場合には、右の外に社務所の設備の存することを必要として居るのであります。併し實際神社に最も普通の社殿と申せば、御承知の通り、本殿と、拜殿と、鳥居とである。其次に普通なのは幣殿、神饌所、社務所等の類で、其の最も善く社殿の備つて居るものになりますと、右の外に中門、樓門、廻廊、繪馬殿、舞殿、祓所、直會所、祭器庫、内外玉垣、手水舍、石燈籠、高麗犬、制札場、社號標といふやうな色々な建物なり、工作物なりがあります。是等の社殿の建築に付きましては、建築史上色々の變遷を経たものであります。専門の學問の上では、其様式を種々の種類に分つて居るので、伊勢神宮の神明造り、出雲大社造りが最も古いもので、全く昔ながらの様式を今日に傳へて居るものであります。下つて春日造りの如き、或は流造りの如きもあり、又更に下つては權現造りの如きがありまして、幾多の種類はありますけれども、要するに皆古代の建築を其儘に傳へて居るが、然らざるも是から幾分變化したに過ぎないものであります。何れも其簡素にして、壯重なる其處に言ふに言はれぬ趣の深いものがあつて、何處となく我祖先の趣味ある様子が斯くもあつたらうかと偲ば

しむるに足るやうな次第であります。一種言ふべからざる感に打たれしむるのであります。殊に多くの現在の神社の建築物の中には、現在の建築物其物が既に幾多の年代を経て不問の裡に古代の歴史を語つて居るものも甚くないのであります。であるから、現在の社殿を大切に保護すべきは勿論のこと、是が改築に當りますしては、是非在來の古式に據るべきものであつて、漫に變更することは好ましくらぬのであります。修繕を施しまする場合には御屋根なり、勝男木なり、樹形なり、垂木なり、其局部に付ても必ず皆古くから定つて居る様式があるのであります。充分に考證を遂げて誤を來さないやうにしなければならぬのであります。建築物夫れ自身のみならず、之に付隨して居りまする建物の如き、金具の如き、此の如き極く小さなものに至つても亦全く相當謂れるものでありますから、之を取換へるとか、修繕をするとかいふ場合には、注意を怠つてはならないことゝ存じます。近頃場合に依ると神社にベンキ塗の屋根が出來ましたり壁が出來たり、或は硝子障子をはめて居るやうな神社も見受けたことがあります。或は煉瓦の堀を造るといふことも、已むを得ぬ場合もあるかも知れませぬが、餘り相應しいものではなからうと思ひます。又火災豫防の用心から、社殿の御屋根を亞鉛張にするといふやうなこともある。又銅葺の屋根にするといふことを試みたいと爲す人が隨分あるやうで時々銅葺の御屋根の相談を受けることもありますが、是は神社の種類にも依りますことでありますし、沿革にも依ることであります。是まで檜皮葺で出來て居つた御屋根を單に火災豫防といふことの理由からして、銅葺に改むるといふことは餘程考へなければならぬことと思ひます。

建築の様式に次いで注意しなければならないことは、境内に於ける社殿其他建築物の配置が宜しくして互ひの調和を保たしむることであります。勿論現在ある本殿なり、拜殿なり、其他主な建物に付ては、配置が宜しきを得ないからといって、動かすことも出來ますまいし、動かす機會も容易にないかも知れませぬが、若し動かす機會があつたならば、此の如く建物の配置に付ては充分の注意を要す

ることゝ思ふのであります。勿論専門家の知識に俟たなければならぬことも多いのであります。併し鳥居とか、其他輕易な建築物、乃至戰利品を列べるとか、消防器具の置場を造るとか、殊に又茶店を出させるとか、休憩所を設けさせるとかいふやうな場合に於きましては、其中に就て能く境内に於ける社殿其他の建築物の關係を考へ、又其建築の設計に付ては大體神社に於ける他の建物との對照の上に於て、調和を得せしむことに注意を拂ふて、假初にも社殿の壯重、神域の森嚴といふことを傷けないやうにしなければならぬと考へるのであります。斯様な點に付きましては、専門家を俟たないでも常識で判断の附くことも少くないと思ひますから、神識なり氏子崇敬者等の監督の上に於て相當の注意を拂はるゝことを希望致します。建物のことではありませぬが多少之に關聯致しまして、神社の境内に於て、極く隘小なる祠を建て、或は小さな玩具に類する幟や、小さな鳥居を立てたり、或は妙な像を刻んだものを立てゝ、それに誕掛を掛けて上げたり、赤い布をプラ下げたりした、かゝる如何はしい小祠が境内に在ることを見るのであります。又神社内の大きな古木に注連飾をして、小さい鳥居を立てゝ、握飯を上げたりして居るものもある、恐らく此の如きは神社明細帳に載つて居る所の攝社でもなければ、末社でもあるまいと思ふ、若し健全なる敬神思想から見て、怪しいと思はるゝやうなもののあるに御氣附きになつたならば、どうか神社明細帳と一應引合はし下さる勞を省まれないで、是等淫祠に近いやうなものを整理せらるることを希望するのであります。是等の爲めに神社全體の尊嚴を害すること甚しいと存じますからであります。

次に境内に付て述べまするが、境内は法律上に所謂制限坪なるものがありまして、境内編入とか或是除却、又は神社の創立、移轉、社格昇進等の場合に官國幣社、府縣鄉村社等其社格に應じて一定の面積を必要として居るのであります。境内の法律上の規定は姑く措きまして、境内の實際上の施設に付て姑く述べて見やうと思ひます。境内の設計とか意匠とかいふものは社殿建築の様式に於けるが如

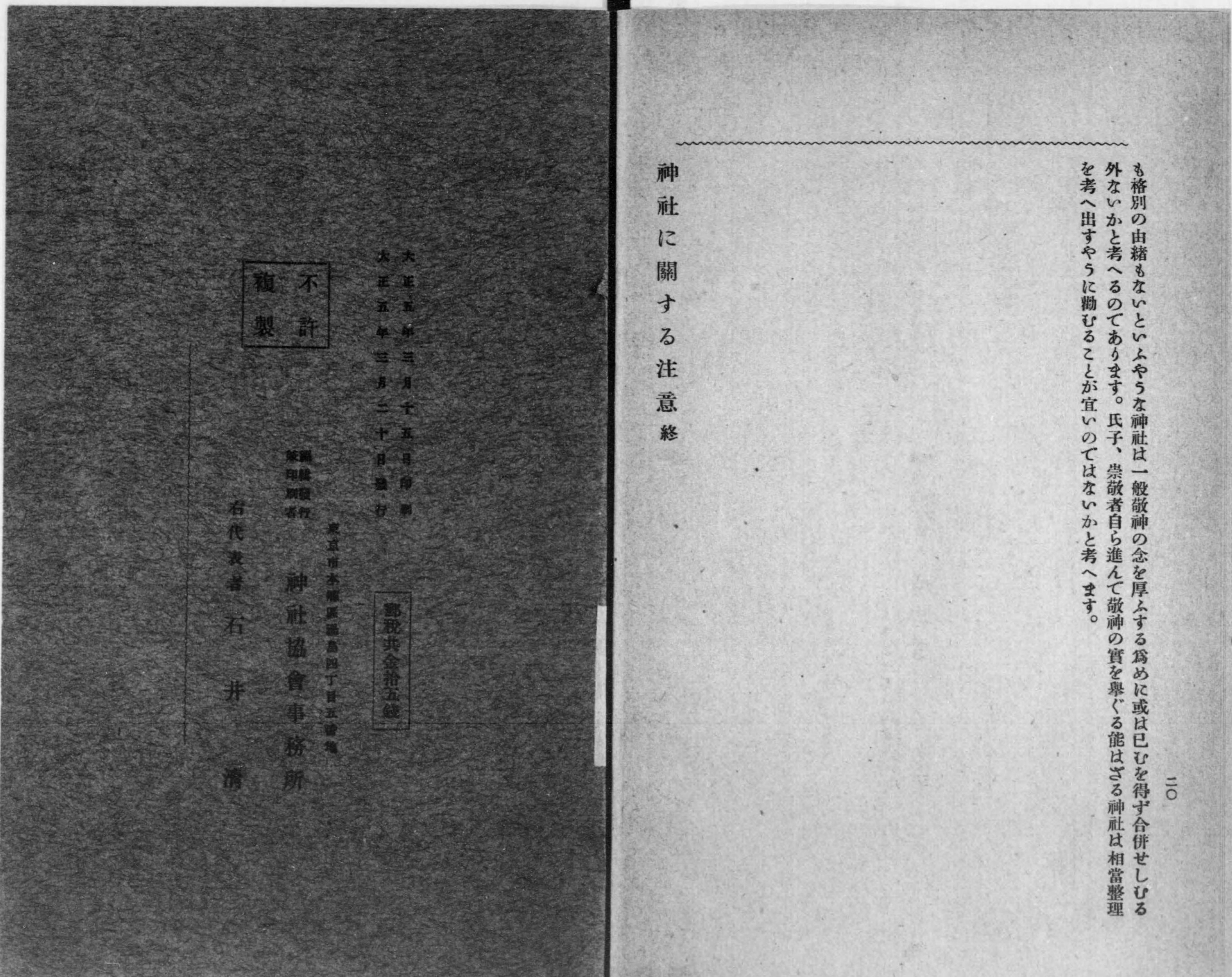
く分類を施すことが出来ませぬ。又從來の日本の庭園に往々見るが如き其の造り方に流派があるといふ譯ではない、今後とても恐らく一定の構造を以て各社に望むことの出來ない性質のものであらうと思ひます。それから神社境内は人をして敬神の念を拂はしむる場合であるといふことは、其根本觀念であらうと思ひます。實際に就て見まするのに、神社境内は或星霜の久しき斧鉄の這入らない鬱蒼たる森林を背景として、其内に簡素にして、壯重なる社殿があり、其周圍に千年の昔を語るといふやうな老杉古松が亭々として立つて居る、其境に臨めば森嚴の氣自ら人をして襟を正しむるといふ趣があるのであります。神社境内といふものは木の種類から申しますると、どうしても常綠樹の澤山にあることが必要であらうと思ふ、常盤木の茂つて居るといふやうなのが神社境内として最も相應しいこと、考へられます。それで成べく在來の老木は、充分に之を保護することに努め、又更に空地がありますならば、祭典の執行とか、氏子、崇敬者の參拜に妨のない限り、盛に常綠樹を植ゑ、或は枯損木があつた時には、怠りなく補植を爲し、又將來生育繁茂を計るやうにしなければならぬ、彼の綺麗な花の咲く、花卉類は神社の尊嚴を保つ上に於て、一般に避けたいと思ふのであります。神社に由緒があつて、例へば北野神社に梅を多く植ゑるといふやうなのは、例外と致しまして、一般的の神社には熟々常綠樹の間に綺麗な花が隠見する位は宜いかも知れませぬけれども、概して花卉類は好ましくないことを考へます。然るに多くの神社の中には動もすると花卉類を澤山に植ゑて、おまけに池を掘つたり、泉石を置いたりして、全く一個人の庭園のやうに拵へて居るのも見受けるのであります、誠に綺麗であつて俗人の目を喜ばすに足りませうけれども、神社境内として神々しいといふ點を缺くの嫌があります。どうしても神社境内といへば壯重といふ趣がなくてはならぬことゝ考へるのであります。尙ほ世間では神社境内を公園の如くに考へて遊び場所に充てるやうな徒もないではないやうであります。が、前にも述べましたやうに神社境内は敬神の念を懷かしむる所であつて、公園の如く縱まで悠遊し、

娛樂に耽らせる場所ではないのであります。神社境内としては悠遊するに憚る所の趣がなくてはなりませんまい、公園もあれば昔流に言へば一瓢を携へて行つても宜い譯だが、神社境内に一瓢を携へて行くといふことは話が合はない、公園なれば公會堂を設けて其處で宴會を開いて、或は酌婦などを入れて酒を飲んでも宜い譯であるが、神社境内に酌婦を入れて酒を飲むことは甚だ好ましからぬことゝ考へます。神社境内と、公園とを一つにして仕舞つて、公園の隅に神社があるのが、却て公園の趣を添へるかのやうに考へて、本末顛倒して居るのがないでもない、此の此きは神社の爲めに甚だ嘆くべきことであつて、充分に此邊の注意を喚起するやうに御指導を願ひたいのであります。尤も神社境内は能く澁いものにして置いて、其附近に公園を接續せしめて、互に調和を得させるといふことは、是は別に神社境内の森嚴を傷けないばかりでなく却て大に適當である場合もありませうと存じます。要するに其建築の簡素にして頗る莊重であるといふ所の社殿と、其の周りを取巻いて居る所の樹木若くは森林風致と相俟つて神社の森嚴といふものを加ふるのであり、又之を清淨に保つといふことに依つて、其神々しさを増すのでありますから、どうしても境内と、社殿の形式とを調へるといふことに付ては、神職は固より氏子、崇敬者にも充分注意を拂はしめるやうに御指導を冀ふのであります。昔から歴史に於て見ましても、奈良朝以來歷代の聖天子は常に神社の設備を整善するやうにといふことに意を用ひさせられましたり、或は武家時代になつてからも代々の將軍が大に注意を拂つて居つたのであります。

## 五、神社の合併

今日神社の實際の狀況を見まするのに、全國官國幣社以下十二萬餘の神社の中には、其境内として誠に樹木も不自由でありますて、ガサ／＼して居つて一向有難味の少いのもあり、又草が茫々として

木の葉は堆く積つて居り、狐か狸の棲家同様になつて居るものもあれば、或は子守や、子供の遊び場所となり、百姓の物置場となつたり、仕事場となつたりして、見るも哀れな有様に零落れて居るものある。誠に氏子崇敬者として此の如き有様にして置くといふことは、神社崇敬の實を擧げないものといはなければならぬことは勿論であります。自然それが延いて子供の脳裡に悪い影響を與へ、暗々裡に國民一般の神社に対する崇敬の念を薄くするやうな虞れがないであらうか、最も注意肝要のことと考へるのであります。此の如く社殿、境内の不整頓なのを放任して顧みないといふのは、或は氏子、崇敬者が少數であつて、且つ資力に乏しく、到底維持經營に堪へないのであることでもあります。若し果して理由が此の如くでありますならば、已むを得ぬことは、どうも已むを得ぬことであらうと思ふ。勿論神社合併といふことは氏子、崇敬者の意思に反して強ひて行ふべきことはないと考へます。要は神社奉仕の實を擧げしめ、一般敬神の念を厚からしむるの趣旨でありますから、成べくは氏子、崇敬者に於て右に述べるやうな粗末な狀況にして打遣つて置かないやうにさせたいのであります。どうしても相濟まぬとは思ふけれども、氏子、崇敬者の數も少く、資力も乏しくて到底出來ぬといふのならば、能く利害得失を説いて、或は合併するの已むを得ぬことも起るのであらうと思ふ。それは所謂部落割據の精神の合併を致しましたならば又此部落割據の精神を打破し、從つて比較的廣く大きく渾然たる一團であるといふに當つて又他に妨害となるやうな原因が茲に一つあらうと思ふ。それは所謂部落割據の精神であります、町村自治行政上、部落割據の精神を打破するの必要なることは諸君御承知の通り、神社の合併を致しましたならば又此部落割據の精神を行はしむるといふやうなことを申しますが、私は神社合併を強制してまでやらせやうといふ考はない、又況や一社を標準として合併を行はしむるといふやうなことは毛頭考へて居りませぬ。唯氏子崇敬者の力不充分にして到底敬神の實を擧ぐることが出來ない、而



も格別の由緒もないといふやうな神社は一般敬神の念を厚くする爲めに或は已むを得ず合併せしむる外ないかと考へるのであります。氏子、崇敬者自ら進んで敬神の實を擧ぐる能はざる神社は相當整理を考へ出すやうに勧むることが宜いのではないかと考へます。

神社に関する注意終

も格別の由緒もないといふやうな神社は一般敬神の念を厚むする爲めに或は已むを得ず合併せしむる外ないかと考へるのであります。氏子、崇敬者自ら進んで敬神の實を擧ぐる能はざる神社は相當整理を考へ出すやうに勧むることが宜いのではないかと考へます。

二〇

不  
許  
複  
製

大正五年三月十五日印刷

郵税共金拾五錢

兼編輯發行

東京市本郷區湯島四丁目五番地  
神社協会事務所

右代表者 石井清

11-264

終

